

## 第6号議案

### 福山市立山手小学校PTA会則（案）

#### 第1章 総則

第1条 本会は、福山市立山手小学校PTAといたします。

第2条 本会の事務所は、福山市立山手小学校内におきます。

#### 第2章 目的及び活動

第3条 本会は、保護者と教職員が協力して、学校と家庭と社会での児童の健全育成をはかることを目的とします。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次のような活動をします。

- 1, 山手小学校の教育を充実させるための活動。
- 2, 学校及び地域における子どもの教育及び生活環境を一層よくする活動。
- 3, 公教育を充実するために必要な活動。
- 4, その他。

#### 第3章 方針

第5条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に基づいて活動します。

- 1, 児童・青少年の教育並びに福祉のために活動する他団体及び機関と協力します。
- 2, 特定の政党や宗教にかたよることはしません。また、営利を目的とするような行為も行いません。
- 3, この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦するような行為はしません。
- 4, この会は、教育問題について研修し、また、教育活動を助けるために意見を具申し、参考資料は提供しますが、直接に学校の管理や人事に干渉するような行為はしません。
- 5, この会は、自主的民主団体であって、他のいかなる団体の干渉も受けません。

#### 第4章 会則

第6条 本会は、福山市立山手小学校に在籍する児童の保護者と教職員が会員となります。

第7条 本会の会員は、会費を納めるものとし、会費の額は、毎年の総会で決定します。

#### 第5章 経理

第8条 本会に要する経費は、会費及びその他の収入をもってあてます。

第9条 本会の経理は、総会で決議された予算に基づいて行います。

第10条 本会の決算は、会計監査を経て総会で報告し、承認を得るものとし、

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

## 第6章 役員

第12条 本会の役員及び任務は、次のとおりとします。

### 1, PTA 役員

- ・会長 1名…… 本会を代表し、会務を統括します。
- ・副会長（会計監査兼任） 数名…… 会長を補佐し、場合によってはその職務を代行します。また、会計の執行が適正に行われていることの監査を行います。
- ・人権担当 数名…… 城西校区で行われている人権学習講座に関する活動を行います。
- ・リサイクル担当 数名…… 制服等のリサイクル活動を中心に活動を行います。
- ・運営メンバー 数名…… 行事等で手伝いが必要な場合、可能な範囲で適宜協力するものとします。

2, 教職員全員 …… 学校教育についての専門的立場で、校内行事や活動に参加し、その推進につとめます。

3, 学校長 …… 学校の管理運営上、この会のすべての会合に出席して意見を述べることができます。

4, 地域運営委員 各地域数名…… 地域を代表し、登校班に関する会議や班編成を行います。

## 第7章 役員を選出

第13条 本会役員選出は、次の手続きによって行います。

- 1, 役員選考委員会で選出し、総会で決定します。
- 2, 地域運営委員：地域の自主的な方法で、各地域数名選出します。

第14条 役員任期は1年とします。但し、再任を妨げません。

## 第8章 総会

第15条 総会は全会員をもって構成し、本会の最高決議機関です。

第16条 総会は、定時総会及び臨時総会とします。

- ・定時総会は、年度始めに書面審議方式で行います。臨時総会は、常任役員が必要と認められた時、または、会員の5分の1以上の要求があったときに招集します。

第17条 総会では、次の事項を審議決定します。

- 1, 本部役員の承認に関する事項
- 2, 決算と事業報告及び予算案の審議に関する事項
- 3, 活動方針及び行事計画の審議に関する事項
- 4, 会則の変更に関する事項
- 5, その他必要と認める事項

第18条 総会の成立は、原則として構成会員の過半数をもって成立するものとします。

第19条 総会の決議は、書面を提出した会員の過半数の同意をもって決めます。

## 第9章 常任委員会

第20条 常任委員会は、会長が招集します。

第21条 常任委員会は、PTA役員全員によって構成いたします。

第22条 常任委員会は、総会に次ぐ決議機関として、次のような任務を行います。

- 1, 予算案・決算の審議, 承認
- 2, 行事計画の審議, 承認
- 3, 会長・副会長及び会計監査の選考・推薦
- 4, その他, 理事会が提案する案件の審議, 承認

第23条 常任委員会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とします。

## 第10章 表彰と慶弔

第24条 会員及び児童に対する表彰と慶弔は、別に定める規則により行います。

## 第11章 付則

第25条 本会則は、令和8年度から施行します。

## 細則 1

### 福山市立山手小学校 P T A 慶弔規則

第 1 条 本規則は、PTA 会員の親睦を図り、慶弔に関する事項を定めるものとします。

第 2 条 転退職の場合

職員が転職する場合は、その年数に応じて次の通り記念品料を贈ります。

- ・勤続 1 年以下 1,000 円
- ・以後 1 年ごとに、1,000 円を増した額

第 3 条 死亡の場合

会員及び児童が死亡したときは、香料（3,000 円）及び弔電を贈り、できる限り会葬するものとします。

- ・児童の死亡 …… 学級児童全員，児童会役員，校長，担任，関係教職員  
PTA 会長，副会長
- ・会員の死亡 …… 児童会役員，校長，担任，関係教職員  
PTA 会長，副会長

第 4 条 教職員が結婚したときは、祝電を贈り慶意を表します。

第 5 条 本規則は、令和 8 年 4 月 1 日より施行します。

付則 特別の事情がある場合、本条項にかかわらず、会長の承認を得て会計が執行することができます

## 細則 2

### 福山市立山手小学校 P T A 役員選出規則

第 1 条 本規則は、PTA 役員を選出方法について定めるものとします。

#### 第 2 条 選出時期

PTA 役員は役員選考会にて選出します。書面により希望を募り、原則 3 学期の学級懇談会にて選出を行います。但し、年度により選考時期は異なる場合があります。なお、新一年生の役員は入学式後に選出します。

#### 第 3 条 選出方法・任期

事前に立候補、推薦のあった者を中心に、学年保護者間で互選により選出します。選出人数は 1 年生から 6 年生の各クラス 2 名ずつとします。任期は原則として 1 年とします。但し、再任を妨げません。

#### 第 4 条 役員選出対象からの除外

以下の場合、本人の申し出により役員選出対象から除外することができます。

- ・過去に旧 PTA 本部役員または令和 8 年度以降 PTA 役員を経験済みである。(兄妹の学年で経験した場合も含む)
- ・上記以外で真にやむを得ない事情がある場合  
例) 傷病や妊娠により、日常生活に支障がある場合。  
地域や他の学校の役員と重なっている場合など。

なお、単に仕事が多忙であることのみを理由とする場合は認められません。